

(仮称) 千葉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に係るパブリックコメント手続について

千葉市では、生産緑地法の一部改正を踏まえ、市街化区域内の緑地機能の保全や、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区の面積要件を300㎡に引き下げる条例（案）を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

本市の生産緑地地区は、平成4年11月24日に約122.07haを当初指定しました。平成10年度末の128.81haをピークに、平成30年度末では約95.53haまで減少しています。この減少を防ぐため、これまでの面積要件である500㎡を下回る小規模な農地の保全を目的として、面積要件を300㎡以上の規模とする条例を制定しようとするものです。

これにより、防災、環境の保全等の都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが期待できます。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和元年7月1日（月）～8月1日（木）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <http://city.chiba.jp/go/psc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

都市計画課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館（分館含む）

3 意見募集

(1) 募集期間

令和元年7月1日（月）～8月1日（木）※必着

(2) 提出方法

「生産緑地の区域の規模に関する条例制定（案）に対する意見」と件名を記入し、住所、氏名（ふりがな）または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出

ア 郵送

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所都市計画課

イ FAX

043-245-5627

ウ 電子メール

keikaku.URU@city.chiba.lg.jp

エ 持参

都市計画課（中央コミュニティセンター3階）、各区役所地域振興課

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 7月号掲載
- (2) 千葉県ホームページ（令和元年7月1日（月）公表）
【URL】 <http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/jyourei.html>

5 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和元年8月中に市ホームページで公表予定です。
なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

- 令和元年8月 意見概要等の公表
- 9月 令和元年第3回定例会に条例案を提出